

林業・木材製造業労働災害防止協会岡山県支部長 殿

岡山県農林水産部林政課長

林業労働災害防止の徹底について

本県における林業労働災害の防止対策については、巡回指導や研修の開催等を通じて、安全意識の啓発、林業事業体等への指導等に取り組んでいるところです。

しかしながら、林業労働災害の発生率は依然として他産業と比べて極めて高い状況にあり、令和6年に全国で28件（速報値）の死亡災害が発生しており、本県においても、令和6年に死亡災害が3件（8月2件、11月1件）発生しました。

林業労働災害をこれ以上発生させないためにも、労働安全衛生法令や各種ガイドライン等の遵守について注意喚起していただくなど、林業労働災害防止の一層の徹底に特段の御配慮をお願いします。

【参考】

- 1 林業労働安全対策の強化について（令和3年11月24日林野庁長官通知）
- 2 令和6年 8月 林業の死亡災害発生状況
11月 林業の死亡災害発生状況
- 3 関連HP
 - （1）厚生労働省（伐木作業・林業における安全対策）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html
 - （2）林業・木材製造業労働災害防止協会
<http://www.rinsaibou.or.jp/index.html>
 - （3）県林政課（危険！伐倒作業中の事故に注意！！）
<https://www.pref.okayama.jp/page/405148.html>

3 林政経第 322 号
令和 3 年 11 月 24 日

岡山県知事 殿

林野庁長官

林業労働安全対策の強化について

林業における労働安全については、これまで、労働安全衛生法令に基づく労働災害の防止に向けた取組の徹底を促すとともに、森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）、森林・林業基本計画（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）等に基づいて、林業従事者の育成・確保を図る観点から、労働安全確保に資する技術研修や講習会の開催等の対策を講じてきたところです。

このような中、依然として林業労働災害の発生率が高水準と比べて極めて高い状況にあることに鑑み、本年 6 月に閣議決定した新たな「森林・林業基本計画」において、将来の林業従事者の育成・確保に資する労働環境の改善に向けた対応として、今後 10 年を目途とし、死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化することとしたところです。そして今般、林業労働安全に資する更なる効果的な対策を講じる観点から、近年の林業労働災害の発生状況の分析結果を基に、労働安全確保に向けた対策を進めるに当たっての留意事項を別添のとおり取りまとめました。

貴県におかれましては、本留意事項を踏まえ、林業労働災害の未然防止に向けた一層の取組の強化をお願いします。

また、本留意事項については、都道府県内の市町村その他林業関係者へ周知していただきますようよろしくお願いします。

別添

近年の災害発生状況を踏まえた労働安全確保に向けた留意事項

1 基本的な考え方

我が国の人工林の多くが資源として利用可能な段階を迎える中で、森林の適正な管理及び森林資源の持続的な利用を一層推進することが求められており、森林整備や木材生産活動を担う林業従事者の育成・確保を図る必要があります。

一方で、林業従事者の労働環境については、自然条件下で行う重労働も多く労働負荷が高いことなど、依然として厳しい状況にあることから、その改善が重要です。中でも、他産業と比べて極めて高い労働災害の発生率の改善を図ることは喫緊の課題です。

林業労働災害の防止に関しては、これまでも労働安全衛生法令等に基づく遵守事項の徹底や各種研修等の実施により、対策が図られてきたところですが、更なる効果的な対策を講じる観点から、林業労働災害の発生の傾向を踏まえた重点的な取組が必要です。

本留意事項は、労働安全衛生法令や各種ガイドライン等とあいまって、林業労働災害の予防的観点から、労働安全確保の取組を推進するために、林業経営体の経営者（以下「経営者」という。）及び現場の林業従事者（以下「従事者」という。）において求められる取組を示したもので、国、地方公共団体、林業関係団体、経営者、従事者等の林業関係者がそれぞれの立場において、本留意事項を踏まえた取組を行うことにより、林業労働災害の防止に資することを目的としています。

なお、本留意事項については、今後の林業労働災害の発生状況の分析等を踏まえ、見直しを行うこととします。

2 留意事項

(1) 法令等遵守の徹底

林業労働災害の発生原因には、労働安全衛生法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号厚生労働省労働基準局長通知。以下「伐木等作業ガイドライン」という。）等で定めた禁止事項や遵守事項が守られていないことによるものが見受けられます。

ア 経営者に求められる対策

- ・従事者の安全確保の責務及び労働災害が発生した場合の社会的信用の低下、賠償責任等のリスクを負うことを認識すること。
- ・自ら労働安全に関する研修や講習会に参加し、労働安全に関する認識を高めるとともに、労働安全衛生法令や伐木等作業ガイドライン等で定めた禁止事項や遵守事項について、従事者（協力事業体等の従事者も含む。）に対し遵守の徹底を図ること。
- ・法令等で定めるもののほか、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）において定めた作業安全に向けて留意すべき事項等についても十分理解し、幅広く留意すること。

イ 従事者に求められる対策

- ・労働安全衛生法令や伐木等作業ガイドライン等に則った作業方法等の遵守を徹底すること。

(2) 伐木作業等の安全対策強化（参考資料①～⑤）

林業における死亡災害の半数以上は、伐木作業時に発生しており、中でもかかり木処理による事故が多くを占めています。また、死傷災害については、伐木作業時の立木等の激突に加え、チェーンソーによる作業時の切創事故が多く見られます。その他、伐木等機械や走行集材機械などの林業機械による事故も多く発生しています。

ア 経営者に求められる対策

- ・労働安全衛生法令や伐木等作業ガイドライン等の禁止事項及び遵守事項の徹底を図ること。
- ・伐木作業を開始する前には事前調査を実施して作業計画書を作成し、従事者に作業内容や作業安全について認識を共有すること。
- ・作業前ミーティングでは、ヒヤリ・ハット事例の共有や危険予知訓練（以下「KYT 活動」という。）を実施し、管理者と従事者との間のコミュニケーションを図りながら作業時の危険予知を認識させ、類似災害の防止を図ること。
- ・日頃の安全指導等に加えて、伐木技術に資する自社研修の実施や外部研修等への参加を促すことにより、従事者の安全な伐倒技術の向上を図ること。

イ 従事者に求められる対策

- ・伐木作業時には、指差呼称を実施して、安全な伐倒方向を確認すること。
- ・立木の状況に合った正しい受け口切り、追い口切りを行って、受け口と追い口との間につるを正しく残すこと。
- ・労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）における禁止事項（かかられている木の伐倒や浴びせ倒し）を遵守すること。
- ・伐木等作業ガイドラインにおける禁止事項（かかっている木の肩担ぎやかかっている木の元玉切り、かかり木の枝切り）を遵守すること。
- ・チェーンソーによる切創災害を防ぐため、下肢の切創防止用保護衣や作業場所、作業状態等に応じた安全靴その他の適当な履物の着用を徹底すること。また、他の部位についても保護眼鏡、耳栓等の保護具の着用に努めること。
- ・ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ等の車両系木材伐出機械の使用に当たっては、稼働中の機械周囲への立入禁止、転倒又は転落のおそれがある場所で使用する際の誘導者の配置を行うなどの安全対策を徹底すること。

(3) 経験年数の少ない従事者への安全対策強化（参考資料⑥、⑦）

林業における死亡災害は、年齢を問わず、経験年数の少ない従事者に多く発生しています。

ア 経営者に求められる対策

- ・経験年数の少ない従事者に対して、特に作業前のミーティングにおいて、ヒヤリ・ハット事例の共有や KYT 活動を行い、コミュニケーション

ンを図りながら作業時の危険予知を認識させ、類似災害の防止を図ること。

- ・熟練従事者による安全指導や伐倒技術の向上に係る自社研修の実施、外部研修等への参加を促すことにより、経験年数の少ない従事者の安全な作業技術の向上を図ること。
- ・就業年齢は様々であることから、経験年数の少ない従事者に対しては、年齢に応じた適切な指導や安全対策を講じること。

イ 経験年数の少ない従事者に求められる対策

- ・伐木作業時には、指差呼称を実施して安全な伐倒方向を確認することや立木の状況に合った正しい受け口切り、追い口切りを行って、受け口と追い口との間につるを正しく残すなど伐木の基本的作業方法を遵守すること。
- ・かかり木処理等の対応が困難な場合、熟練従事者の指示を仰ぐなど単独で危険な作業を行わないようすること。

(4) 経験豊富な従事者への安全対策強化（参考資料⑥、⑦）

経験豊富な従事者（いわゆるベテラン従事者）においても、長年の経験を基にした勘による作業や慣れなどによって生じる油断により、死亡災害が多く発生しています。

ア 経営者に求められる対策

- ・ベテラン従事者に対して、基本的な作業方法の遵守の徹底を指導するとともに、外部研修や講習会等への参加を促すなどにより安全意識の向上を図ること。

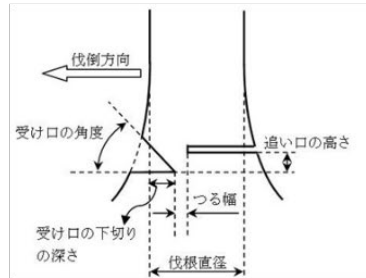
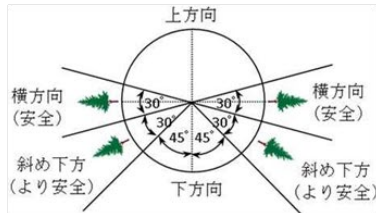
イ ベテラン従事者に求められる対策

- ・伐木作業時には、指差呼称を実施して安全な伐倒方向を確認することや立木の状況に合った正しい受け口切り、追い口切りを行って、受け口と追い口との間につるを正しく残すなど伐木の基本的作業方法を遵守すること。

(参考) 伐木作業及びかかり木処理を行う際の留意事項

○伐木作業の基本的作業方法等

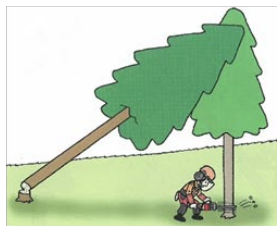
1. 安全な伐倒方向を確認することや正しい受け口切り・追い口切りを行って、受け口と追い口の間につるを正しく残す



出典：チェーンソーによる伐採等作業の安全に関するガイドライン

○かかり木処理の禁止事項

1. 労働安全衛生規則第478条に定められた禁止事項



かかっている木の伐倒



浴びせ倒し

2. チェーンソーによる伐採等作業の安全に関するガイドラインで定められた禁止事項



かかっている木の肩担ぎ



かかっている木の元玉切り



かかり木の枝切り

出典：チェーンソー作業の安全ナビ（林業・木材製造業労働災害防止協会 発行）

(5) 高齢従事者への安全対策強化（参考資料⑧、⑨）

林業における死傷災害は、高齢の従事者において多く発生しています。

ア 経営者に求められる対策

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）に基づいて、高齢従事者の定期健康診断結果や身体能力を踏まえて作業計画を作成すること。また、高齢従事者の日頃の健康状態に留意し、作業環境や作業内容に配慮し、転倒などの災害を発生させないなど高齢従事者の安全対策を徹底すること。

イ 高齢従事者に求められる対策

- ・日頃より自己の身体機能低下や体力の衰えを認識し、事故の身体能力や健康状態を勘案しながら作業に従事すること。

(6) 小規模な林業経営体の安全対策強化 (参考資料⑩、⑪)

死傷災害の発生状況を事業規模別にみると、小規模な経営体で災害発生リスクが高まる傾向があります。

(経営者に求められる対策)

- ・小規模な林業経営体の経営者は、労働安全衛生法令、各種ガイドラインの遵守の徹底を図るとともに、作業前ミーティングやKYT活動の実施による従事者との安全意識の共有、外部で実施される技術研修や安全講習会等への参加、緊急連絡体制の整備などの安全対策を徹底すること。

(7) 地域や現場の状況に応じた林業労働災害の予防 (参考資料⑫)

林業労働災害は、各都道府県、市町村等、地域の森林の状況や作業システム、現場の状況等によって、災害の種類や発生状況が異なります。

(経営者に求められる対策)

- ・「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年4月30日付け労働省告示第53号)に基づくリスクマネジメントに取り組むとともに、作業前ミーティングやKYT活動の実施等による労働災害発生リスクの軽減の対策に取り組むこと。
- ・地域における林業労働災害の発生状況等について情報収集に努めるとともに、類似災害を防止するための効果的な災害防止対策を講じること。

(8) 緊急連絡体制の整備 (参考資料⑬)

林業労働災害は、災害発生時に速やかに他の従事者等が認知できないことが多く、災害の重篤化を招くおそれがあります。

ア 経営者に求められる対策

- ・労働災害発生時に速やかな救護等が実施できるよう、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月18日付け基発第461号の3厚生労働省労働基準局長通知)に基づき、携帯電話や無線等の通信機器の配備、救急等への緊急連絡体制の検討・整備、従事者への周知を図るための現地掲示や災害発生時の連絡・救出・搬送訓練などを実施すること。

イ 従事者に求められる対策

- ・通信機器等を常備し、従事者間の連絡を密に行うなどの安全確認を行うこと。また、緊急時の連絡方法の把握に努めるなど、災害発生時の対応について習得しておくこと。

(9) 一人親方等の対応 (参考資料⑭)

林業現場においては、労働安全衛生法令の対象とならない一人親方等においても多くの災害が発生しています。

(一人親方等に求められる対策)

- ・労働安全衛生法令や伐木等作業ガイドライン等の定めに準じた安全対策に取り組むこと。

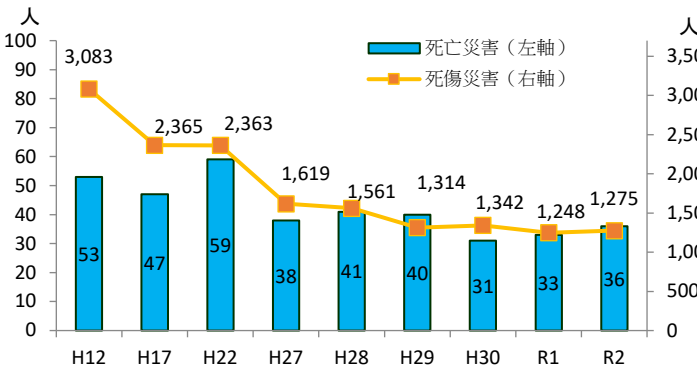
- ・技能向上研修や安全講習会等へ積極的に参加すること。
- ・労働災害の事例やヒヤリ・ハット事例の情報について、意識的に情報収集に努めること。
- ・万が一の事故の発生に備えた、緊急連絡体制の整備や労災保険特別加入制度等の活用について検討すること。

3 その他

林業労働災害は、林業経営者や従事者のみの対応で発生を抑制していくことが難しい面もあります。そのため、地方公共団体等の公的機関や林業経営体における事業の発注にあたっては、工期の設定や事業箇所の決定等の際に労働安全確保に配慮した発注に留意することが必要です。

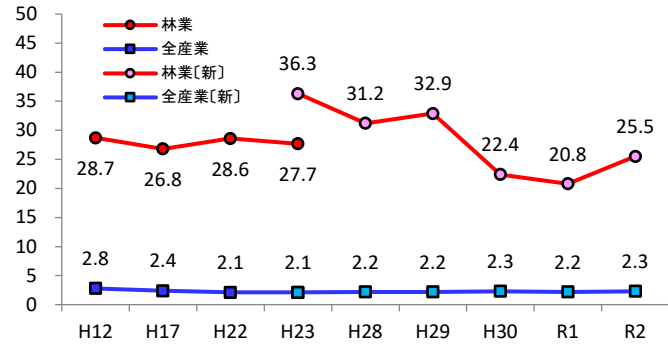
<現 状>

■林業死傷災害件数の推移



資料：労働者死傷病報告（厚生労働省）

■死傷年千人率の推移



資料：業種別死傷年千人率（厚生労働省）

注1：死傷年千人率は、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数（休業4日以上）の割合。

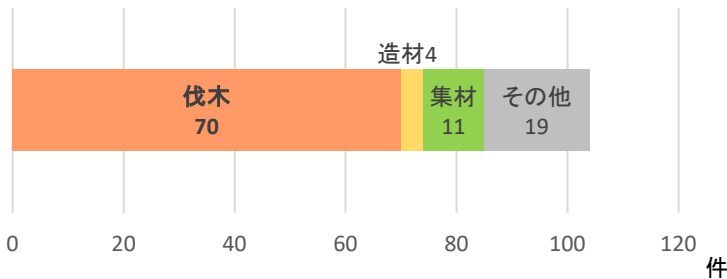
注2：平成24年より算定基礎を「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」から「労働者死傷病報告書」及び「総務省労働力調査」に変更。

○林業の死傷災害件数は、長期的には減少しているものの、近年はほぼ横ばい（令和2年は令和元年に比べて増加）

○林業の死傷年千人率は、全産業の中で最も高い（全産業の10倍以上）

<分 析>

①作業別の林業死亡災害の発生件数

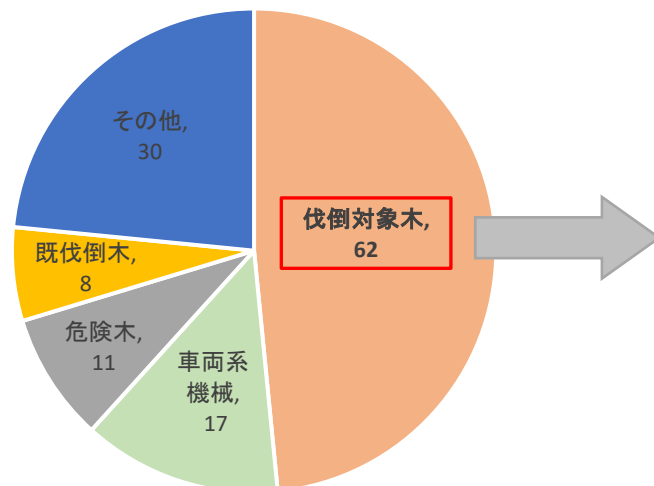


資料：林野庁業務資料

注：平成29年から令和元年の死亡災害104件について作業種ごとに分析

○伐木作業時の死亡災害が約7割を占める

②起因物別の林業死亡事故の発生件数



③作業種類と誘因事象による分類

		誘 因 事 象				
		かかり木が外れ、跳ね	伐倒木と障害物が接触し	伐倒木が裂け	伐倒方向がずれ	なし
作 業 種 類	チェーンソー伐倒		11	9	6	5
	かかり木処理	19	3			
	作業による伐倒、伐倒補助				1	
	不明					1

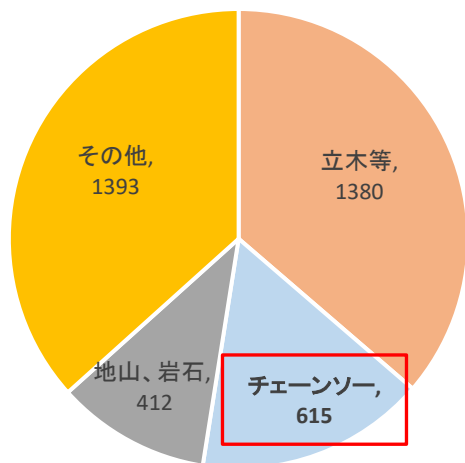
資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より

資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改変

注：平成29年から令和元年の林業死亡災害128件について分析
その他は、地山・岩石、機械集材装置・運材索道等

○かかり木が関係する死亡災害が多い

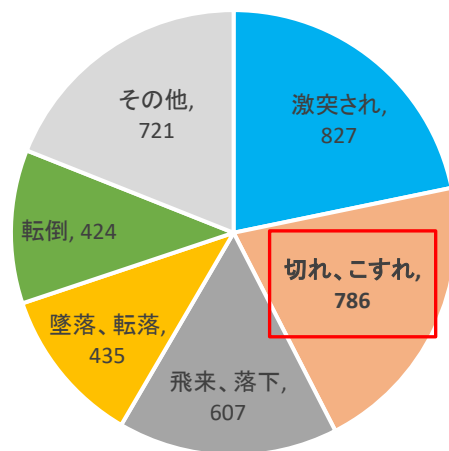
④起因物別の林業傷害事故の発生件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改変

注：平成29年から令和元年の林業の傷害事故3800件について分析
その他は、その他の一般動力機械や伐木等機械、走行集材機械等

⑤事故の型別の林業傷害事故の発生件数

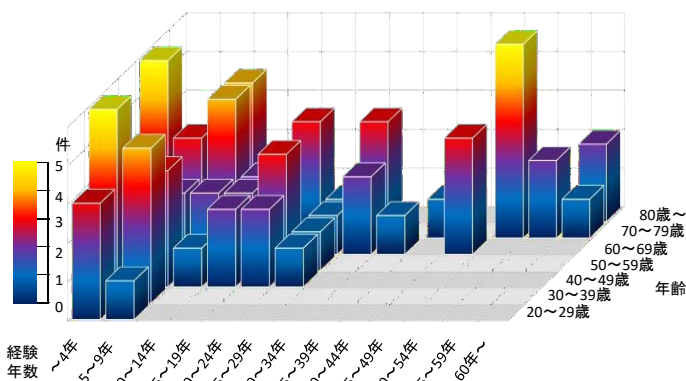


資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改変

注：平成29年から令和元年の林業の傷害事故3800件について分析
その他は、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作等

○チェーンソーによる作業時の切創事故が多い

⑥経験年数・年齢別の林業死亡事故件数

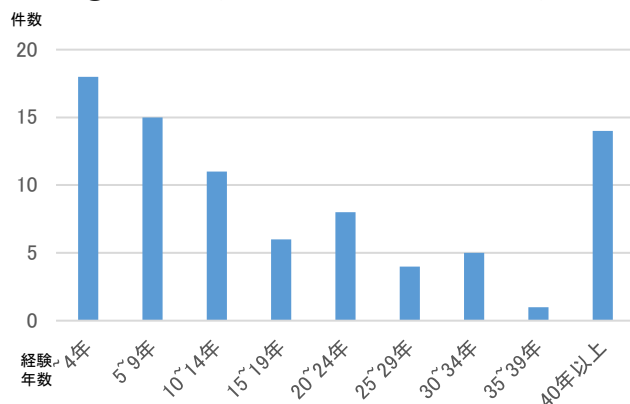


資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より

注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析

○経験の少ない従事者に死亡災害が多い

⑦経験年数別の林業死亡事故件数

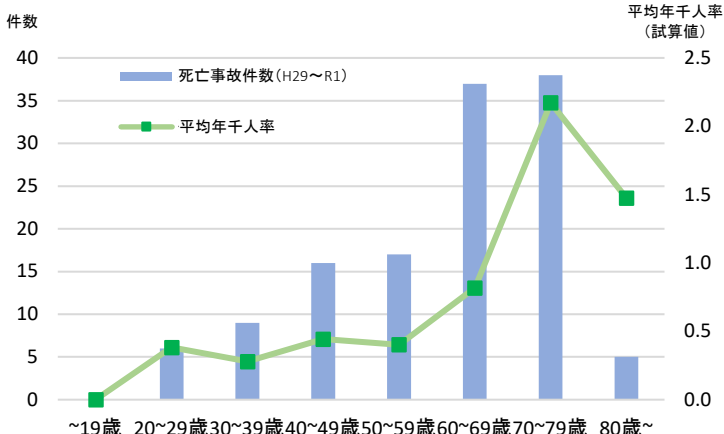


資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）を一部改変

注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析

○経験のある従事者でも死亡災害が多い

⑧年齢別の林業死亡事故の発生件数

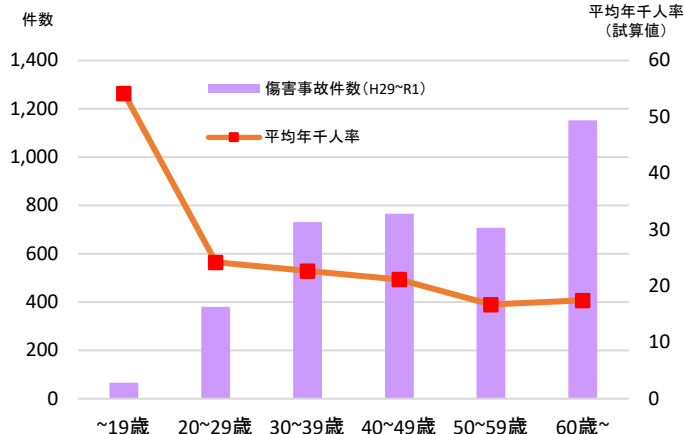


資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より

注：平成29年から令和元年までの死亡災害82件について分析

○高齢者の死亡災害・傷害事故が多い

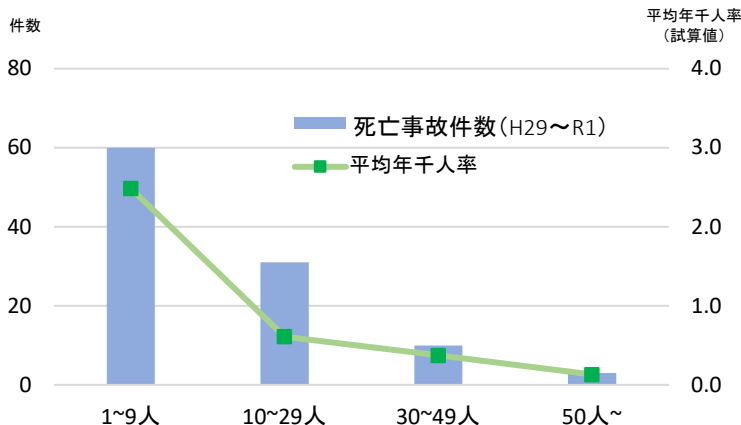
⑨年齢別の林業傷害事故の発生件数



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より

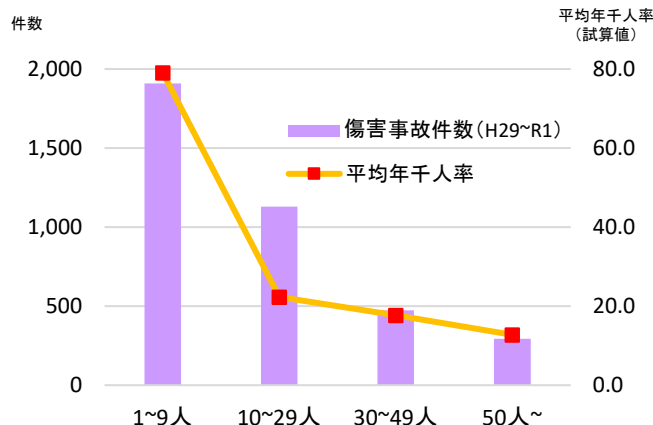
注：平成29年から令和元年までの傷害災害3800件について分析

⑩経営規模別の死亡事故の発生状況



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より
注：平成29年から令和元年の死亡事故128件について分析

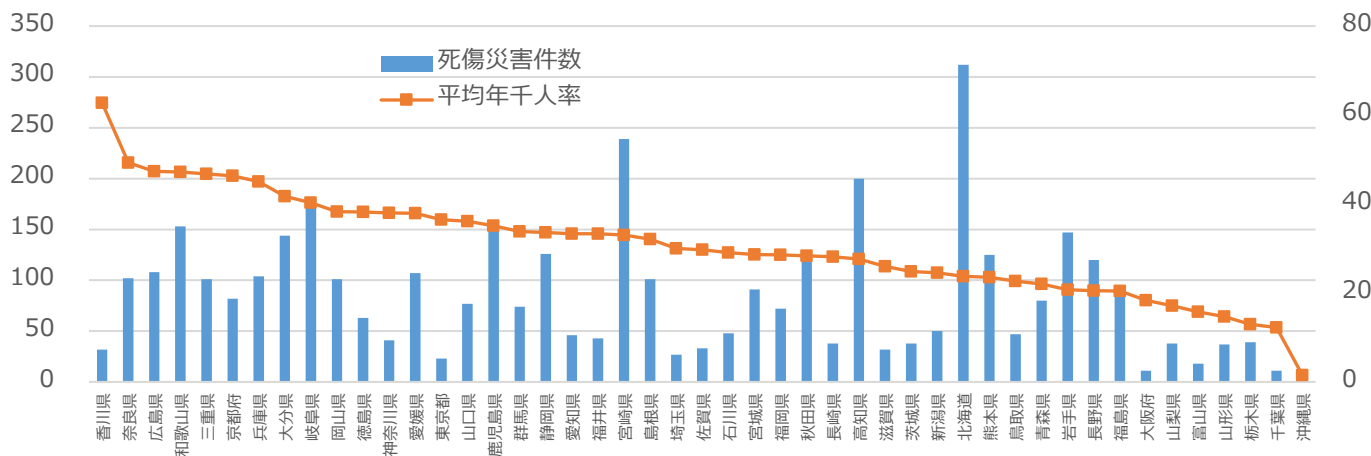
⑪経営規模別の傷害事故の発生状況



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より
注：平成29年から令和元年の傷害事故3800件について分析

○小規模な事業体での発生件数が多い

⑫都道府県別の林業死傷災害の発生状況



資料：令和2年度農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業のうち新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業（令和3年3月）より作成
注：平成29年から令和元年の死傷災害4032件について分析

○都道府県ごとに林業労働災害の発生状況が異なる

⑬死亡災害発生時の状況

- ・ 死亡災害の目撃の状況

目撃された	22件
目撃されていない	79件 (76%)
不明	3件
- ・ 目撃されていない災害での被災者発見までの時間

概ね2時間以内	38件
2時間以上	34件
不明	7件
- ・ 被災者発見状況の例

昼食や帰宅等集合時間に戻ってこないで探しに行つて発見
 チェーンソーの音が止まったので見に行つて発見
 通行人がたまたま発見

資料：林野庁業務資料
注：平成29年から令和元年の死亡災害104件の分析

⑭一人親方等の死亡災害件数

	労働者以外の死亡者数 (一人親方、事業主等)	(参考) 労働者の死亡者数
平成26年	8人	42人
平成27年	10人	38人
平成28年	12人	41人
平成29年	5人	40人
平成30年	9人	31人
令和元年	10人	33人
令和2年	6人	36人

資料：林野庁業務資料、厚生労働省「労働者死傷病報告」

○災害発生を速やかに認知できない

○一人親方等も死亡災害が多い

林業労働安全の確保に向けたメッセージ

我が国の森林・林業を取り巻く状況を見ますと、戦後造成された人工林を中心に、森林資源が成熟して本格的な利用期を迎えており、その豊富な森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形で循環利用しながら、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させることが急務となっています。

このためには、長期にわたる持続的な経営を実現させる林業経営体の育成と、現場での作業を担う林業従事者の安定的な確保が不可欠です。また、新規就業者の確保に加え、既に就業されている方の林業への定着を促すためには、所得や福利厚生といった就業条件の一層の改善に加え、全産業の中で最も高い労働災害発生率となっている就労環境を改善することが重要な課題であると考えております。

このような状況を踏まえ、林野庁では、本年2月、有識者会議での議論を踏まえた「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定するとともに、本年6月には森林・林業基本計画を閣議決定し、同計画において、今後10年を目途とし、林業の労働災害の発生率を示す死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化していくことを明記したところです。

そして、今般、林業の労働安全確保対策を効果的に進める観点から、最近の林業労働災害の発生状況の分析結果を基に、林業経営体及び林業従事者の方々が安全対策を進めるに当たっての留意事項を取りまとめた「林業労働安全対策の強化について」（令和3年11月24日付け3林政経第322号）を発出することとしたところです。

安全な職場環境は、経営者、従事者、その家族、そのほか全ての関係者の方々の日々の幸せに繋がるものであり、かけがえのないものです。また、経営が継続発展するための前提であります。

林野庁としては、不幸な労働災害事故が起きることがないように、その撲滅に向け、厚生労働省等関係機関や林業関係団体、さらには地域の皆様方とも連携を図りつつ、今後も努力していく所存ですので、地方公共団体、林業関係団体、林業経営体等の皆様には、林業労働災害の未然防止に向けた一層の取組について御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和3年11月24日

林野庁長官 天羽 隆

(参考) 労働災害発生状況等について

1 林業の労働災害（死亡災害）発生状況

災害発生月等	令和6年8月 15時台
災害発生状況	・被災者は1名で伐倒作業及び架線集材作業を行っていた。 ・架線集材のエンドレスロープが立木の根元に干渉し、その結果立木が倒れてきて、被災者に激突した。
作業場所の林種別	不明
作業種別	不明
使用機械	チェーンソー
作業対象	伐採、架線集材

災害発生月等	令和6年8月 15時台
災害発生状況	・被災者は、1名で伐倒作業を行っていた。 ・被災者は、チェーンソーを用いて広葉樹の伐倒作業を行っていた。 ・被災者が伐倒したところ、10mほど離れた場所の立木が根元から折れ曲がるように倒れてきて被災者に激突した。 ・被災者に激突した立木は腐食木で、伐倒木と上部で枝絡み状態であったと思われる。
作業場所の林種別	天然林（広葉樹）
作業種別	皆伐
使用機械	チェーンソー
作業対象	天然林伐採

災害発生月等	令和6年11月 11時台
災害発生状況	・被災者は1名で往復1時間のフォワーダによる搬出作業を行っていた。 ・フォワーダが横転し、作業員が下敷きになっていた。
作業場所の林種別	人工林（作業道）
作業種別	車両集材
使用機械	フォワーダ
作業対象	